

総務課

11月11日(日)は 美郷町長選挙の投票日です

告示日●11月6日(火)
投票日時●11月11日(日) 午前7時～午後6時
投票できる方●平成4年11月12日以前に生まれた方で、平成24年8月5日以前から美郷町に住所を有している方

問い合わせ●美郷町選挙管理委員会・
美郷町明るい選挙推進協議会事務局(町総務課内)
☎0187(84)1111(内線1205)

■期日前投票について

投票日時●11月7日(水)～11月10日(土)
午前8時30分～午後8時
期日前投票所●美郷町役場、美郷町学友館、
美郷町公民館

投票できる方●

選挙の当日、仕事や旅行などで投票所に行くことができない見込みの方は、期日前投票をすることができます。入場券の裏面の「宣誓書」に、住所、氏名、理由等をあらかじめ記入し、その入場券を持って期日前投票所にお越しください。

学校で不要となった物品を売却します

売却物件●食器、イス、教材など
公開日時●11月16日(金)～11月18日(日)
午前10時～午後2時
公開場所●旧六郷東根小学校
売却方法●入札、その他(バラ売りコーナーもあります)

入札日時●11月25日(日)
午前9時～(受付：午前8時30分～)

入札場所●旧六郷東根小学校

事前登録●不要

その他●代金納入後、入札日の午後3時までに物件を搬出してください。搬出車両等は個人でご用意ください。

問い合わせ●町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

税務課

11月30日(金)は固定資産税、 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	4期	11月30日(金)		
国民健康保険税(普通徴収)	5期	11月30日(金)	4期	10月31日(水)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	5期	11月30日(金)	4期	10月31日(水)
町県民税(普通徴収)			3期	10月31日(水)

問い合わせ●町税務課 ☎0187(84)4902

差押不動産を公売します

町税の滞納処分として差し押さえした不動産を入札により公売(売却)します。

入札日時●11月26日(月) 午前10時

入札場所●役場庁舎2階 第2会議室

入札資格●町税に滞納のないこと、農地法の「買受適格証明書」を有することなど

※詳細は町税務課までお問い合わせください。

所在	美郷町天神堂字天神堂331番地、333番地、334番地
公簿地籍	3,485㎡(合計)
地目	田
最低売却価格	1,219,750円
公売保証金	122,000円

問い合わせ●町税務課 納税班 ☎0187(84)4902

平成25年度住民税の主な改正点をお知らせします

【生命保険料控除が見直されます】

①平成23年12月31日以前に締結した保険契約等		②平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	
項 目	適用限度額	項 目	適用限度額
一般生命保険料控除	35,000円	一般生命保険料控除	28,000円
個人年金保険料控除	35,000円	個人年金保険料控除	28,000円
—	—	介護医療保険料控除（※新設）	28,000円
控除限度額合計	70,000円	控除限度額合計	70,000円

※①の保険契約等の各保険料控除額の計算方法は従前のおりです。

※②の保険契約等の各保険料控除額の計算方法は右表のおりです。

※①と②両方の保険契約等に係る控除がある場合、それぞれの控除額の限度額は28,000円となります。

■②の各保険料控除の控除額の計算方法

年間の支払保険料等	控 除 額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

【退職所得に係る10%税額控除が廃止されます】

退職所得に係る町県民税については、本来退職所得に係る町県民税の所得割の額から税額の10%を控除する仕組となっていました。この10%税額控除が廃止されることになりました（平成25年1月1日以後に支払われる退職所得から適用されます）。

【必要書類の準備はお早めに】

来年の2月から申告相談が始まります。農業または事業を営んでいる方は、収入金額や必要経費が分かる書類（出荷伝票や領収書など）に基づいて所得金額を計算することになりますので、書類の準備と記帳をお願いします。

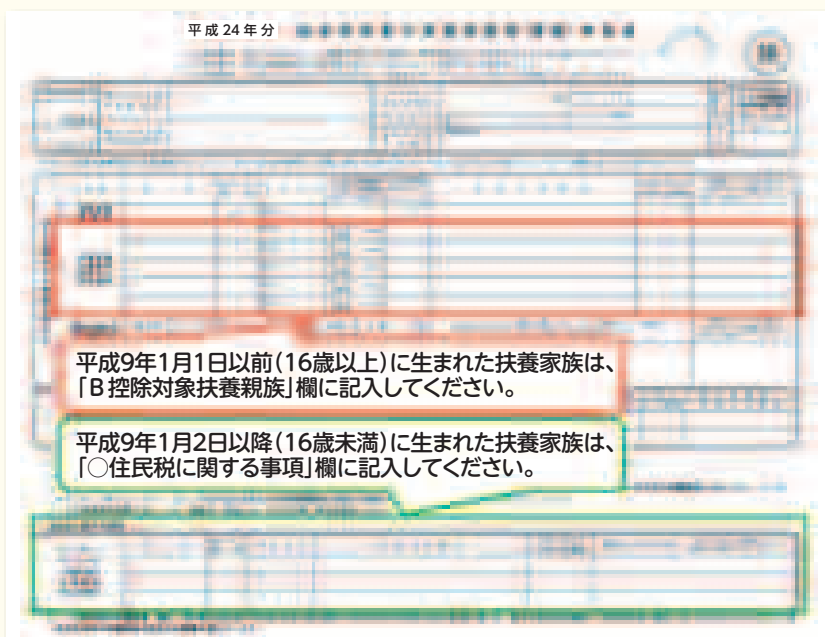
確定申告は便利な e-Tax をご利用ください。 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

年末調整に関するお知らせ

【年末調整の書類を提出する前にご確認ください】

勤務先に提出する「扶養控除等申告書」の16歳未満の扶養親族の記入箇所については、昨年度から変更されています。扶養控除の対象とはなりませんが、「住民税に関する事項」に忘れずに記入してください。

※「住民税に関する事項」は住民税の非課税限度額（均等割・所得割を課税するかどうかの基準額）の計算に使用します。記入がないと税額が増える場合もありますので、必ずご記入ください。



問い合わせ ● 町税務課 課税班
☎0187(84)4902